

記者手帳

環境省は3月25日、

東日本大震災で被災した地域の損壊家屋や自動車、船舶などの撤去に関する指針を明らかにした。過去の震災との違いとして、津波による被害という点が挙げられる。家屋などが流

され、本来の敷地になくなったのが、気になったのが、ない場合が想定される。指針は、がれき状態の家屋を撤去する際、可能な限り所有者に連絡し、承諾を得るよう求めている。なかなか容易ではなく、承諾なしに撤去してよしという弾力的な対応も示している。

気になったのが、損壊した家屋などに残された貴金属その他の有価物の取り扱い。宝石類や位牌、アルバムなど、一見の判断に委ねられ、

て判別するのだろうか。今回の災害廃棄物に限ったことではないかもしれないが、一時的であれ、現場の判断に委ねられ、

政担当者を悩ませていたケースを思い出す。廃棄物か否かの判断は、きわめて繊細な問題となっている。つまるところ、

災害廃処理に必要な繊細さ

を得るよう求めている。なかなか容易ではなく、承諾なしに撤去してよしという弾力的な対応も示している。

してそれとはつきり判別できるものは比較的単純と思われる。しかし、所有者個人にしか価値がわからないものをどうやって作業を停滞させはしまいかと心配になる。かつて廃タイヤを野積みしていた事業者が、廃棄物でなく、有価物だと主張、行

所有者と速やかに連絡が取れて貴重品は回収済み、あとは処分してほしいと言われるのが無難といえよう。

(文)